

午前10時30分開会

○西岡委員長 皆様おはようございます。ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。着座にて進行いたします。

欠席届が出ております。子育て推進課長が、通院のため欠席となります。

本日の日程をご覧ください。議案審査が1件、陳情審査が1件、報告事項は子ども部が1件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

議案審査に当たりましては、千代田区議会委員会条例第17条に基づきまして、委員長から議長に申入れをし、教育長にご出席を頂いております。教育長、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。議案第53号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、執行機関の説明を求めます。

○上原指導課長 それでは、議案第53号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、教育委員会資料1に基づきまして説明いたします。資料のほうをご覧ください。

項番1、改正趣旨でございます。令和6年の特別区人事委員会の勧告を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、職員の給料表、期末勤勉手当の支給月数及び扶養手当の額を改めるものでございます。

続きまして、項番2、改正概要です。改正点といたしましては、給料月額の上上げ、期末勤勉手当の支給月数の改正、扶養手当の額の見直しでございます。改正条例は、第1条と第2条で構成しております。

まず、（1）第1条関係ですが、公民較差2.89%の解消に伴い、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額の上上げを行うものです。

施行は、令和6年4月1日から適用するものです。

また、期末手当、勤勉手当については、民間における支給状況を勘案し、0.2月引き上げます。暫定再任用及び定年前再任用、短時間勤務職員は0.1月となります。引上げ分は、勧告どおり期末手当及び勤勉手当に均等に割り振ることとし、令和6年度については、12月支給の期末手当、勤勉手当の支給月数を、それぞれ0.1月分引き上げるものです。

施行は、改正条例の公布の日となります。

次に、（2）第2条関係ですが、令和7年度以降におきましては、第1条で改正した期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げ0.1月分を、6月と12月の支給に均等に配分する改正を行います。

施行は、令和7年4月1日となります。

また、第2条で扶養手当の見直しを行います。配偶者又はパートナーシップ関係の相手方に係る手当を廃止し、それによる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げるもので、段階的に実施いたします。

施行は、令和7年4月1日となります。

次に、（3）改正前後の期末勤勉手当の支給月数表ですが、別紙1でお示しいたしまし

た。別紙1の表面に、第1条の改正による支給月数を、現行と改正後と比較した形で掲載し、裏面に第2条の改正による支給月数を、第1条で改正されたものと、第2条で改正するもので記載いたしましたので、ご確認ください。

（4）扶養手当の手当額についてですが、段階的に実施していくこととなりますが、各年度における扶養手当の手当額を、別紙1の裏面、下段の表でお示しておりますので、ご確認ください。

最後に項番3、新旧対照表ですが、別紙2のとおりでございます。

本件についての説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

説明が終わりました。委員からの質疑を受けたいと思います。

○牛尾委員 まず、職員の給与が上がるということはよいことなんですけれども、年齢によって上がり幅が違うと思うんですけど、その辺ちょっとご説明いただけますか。

○上原指導課長 まず、初任給。初任給におかれましては、大学卒業で、改定額として、約2万5,200円の増。短大卒で2万5,000円の増になります。それぞれ、職層に応じて、上がる額が違います。主に平均で、ちょっとお出ししますと、まず教諭にしましては、年間、特別給も含めまして29万8,213円の増、主任教諭におきましては17万7,759円の増、副園長にしましては17万2,901円の増、園長にしましては18万7,267円の増です。経験年数において号給は変わってきますので、その辺りを踏まえまして、今、平均としてお出ししました。

○牛尾委員 大体、一番上がり幅が少ない方でどれくらい上がるというのは、分かりますか。

○上原指導課長 今、ちょっと手元に、その上がり幅の差が、ちょっと今、ございませんので、（発言する者あり）一番少ない方としまして……

○牛尾委員 大体ですよ、大体で。

○上原指導課長 大体、大体で。一番少ない方で、先ほどお話ししたところで、大体、主任教諭のところ、先ほど平均で17万7,759円とお話ししましたが、その主任教諭で、特に若い方、少し経験がある方等は、さらに少しだけ減るという形ですけど、すみません、詳しい数字が、今、ございません。

○西岡委員長 よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 それについては、例えば、職員組合のほうから意見とか、そういうのはなかったですか。

○上原指導課長 この辺りについての主なご意見というのはなかったようですが、特区連のほうから要求としまして、再任用職員の一時金の支給月数というところを、定年前常勤職員等と同一にすることというようなご要望等があったというふうに聞いております。

○牛尾委員 了解しました。

いま一つ、今回、扶養手当が変わるということで、これに関して、扶養手当を増やす分にはいいと思うんですけども、パートナーの方の扶養手当が減らされる、段階的になくしていくと。これ、大きな理由は何なんですか。

○上原指導課長 まず、民間のところでも扶養手当の見直しというのが行われていること、

また、共働き世帯が増えているというところで聞いております。

○牛尾委員 これはやっぱりどうしても、お子さんがいる家庭はいいですけども、やっぱりお二人で生活されている方とか、あとは、特にパートナーシップの方も影響するんでしょう、これはね。そうした方々は、やっぱり収入が減っていく——もちろん、給料は上がりますからね。全体的、トータルとしては増えますけれども、扶養手当の分は削減されていくというのは、やっぱり影響あると思うんですよね。これは、やっぱり民間がそうになっているから、こっちもそういうことに倣うということで、大体、話し合いはついたということなんですかね。

○上原指導課長 はい。そのように伺っております。

○牛尾委員 うん。分かりました。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上で質疑を終了させていただきます。

討論は、いかがいたしますか。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 省略。はい。それでは討論は省略してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、これより採決に入らせていただきます。

ただいまの出席者全員です。

議案第53号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○西岡委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第53号は可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、議案第53号の審査を終了いたしまして、日程1、議案審査を終了させていただきます。

教育長退席のため、暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

○堀米教育長 どうもありがとうございました。

午前10時40分休憩

午前10時41分再開

○西岡委員長 それでは、委員会を再開させていただきます。

日程2、陳情審査に入ります。文教福祉委員会に、新たに1件の陳情が送付されました。送付6-45、障害者、障害児に対する日常生活用具認定に関する陳情について審査をいたします。

陳情書の朗読は、省略いたします。本陳情について、執行機関から情報提供等がございましたらお願いいたします。

○緒方障害者福祉課長 送付6-45、障害者、障害児に対する日常生活用具認定に関する陳情について、ご説明申し上げます。

まず、日常生活用具費の支給事業は、市区町村が行う地域生活支援事業のうちの一つで

ございまして、目的としましては、障害のある方々の日常生活の便宜を図りまして、自立生活を支援することです。

日常生活用具は、障害の種別や程度などによりまして給付する種目が異なり、本区では、現在要綱で、ストーマなどの56品目の用具を対象と定めております。また、本年度から、障害のある18歳未満のお子さんは、保護者の所得制限を撤廃しまして、基準額における利用者負担額を0としております。18歳以上の方は、所得状況に応じて1割負担などで用具を利用できるよう、区が費用を支給しております。

対象や品目の基準などにつきましては、他自治体の状況などを踏まえて、随時見直しを行っております。令和6年度はストーマの基準額を引き上げたところでございます。

私からの説明は以上です。

○西岡委員長 はい。

それでは、委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等はございますか。

○牛尾委員 この陳情を見ますと、これは「D F r e e」、この中にも入っていますけどね。これについては、その56品目の対象には、現在なっている。なっていない。

○緒方障害者福祉課長 現在、対象ではございません。

○牛尾委員 私も調べて、これは大体、器具で、大体9万、10万円弱、10万円で、そのほかにいろんな附属のお金がかかるということですけども。やはり、かなりの負担があるなというふうに感じるんですけども。これを、その要綱に加えるということは可能なんですか。

○緒方障害者福祉課長 まず、申し上げましたとおり、私どもは常に対象の品目ですとか、基準額は見直しをしておりますので、必要性が高いですとか、そういったことの判断ができれば、加えることは可能ではございます。

○牛尾委員 うーん。その判断の何か基準みたいなものがあるんですか。

○緒方障害者福祉課長 そうですね。やはり、まず、対象の、対象者がそれを使うことで、やはり自立生活が向上するということですか、やはり、何分、安全に長期的に継続できるという、そういう点ですか、あと、効果ですね。やはり、今、正直申しますと、様々な高度な機器が誕生しておりまして、やはり、いろいろなお声があって、で、認めたら、また、より最新版のものが欲しいですとか、常に、やっぱり障害のある方たちは、大変な毎日を送っていらっしゃるんです。より高度なものの要求はありますので、その辺りは常に慎重に、様々な事情を判断して決定を下しているという現状でございます。

○牛尾委員 この「D F r e e」については、介護の、介護保険の適用になっているみたいなんですけれども、ということは、やっぱり、一般的にね、何とかな、使われている器具になると思うんですね。

で、これを見ますと、これによってトイレに、なかなか、行けるようになったとか、おむつ替えについても、非常に楽になったということが書いてありますのでね。非常に、これを使うことによって日常生活が、より生活しやすくなるという器具だとは思いますが、そこについての区としての考えはありますか。

○緒方障害者福祉課長 まず、こちらの機器が介護保険の対象になっているところを、令和4年から対象になってございますけれども。そちらとしましては、利用者自身の支援というよりも、介護者の負担軽減が主目的で認定されておりまして、障害のある方々

が用具を使用することで排せつが改善するかといった、そういった効果などの見極める必要が、今後まだまだ見極める必要があるのではないかと考えております。

○牛尾委員 じゃあ、その見極めによって、やはりこれが障害を持つお子さんにも非常に有効だというふうな判断が下れば、対象になりますよということによろしいんですか。

○緒方障害者福祉課長 そうですね。様々な状況を判断したいと思っておりますが、実際に今、障害者への販売が、販売実績が全国で40から60件程度というふうに聞いてございますので、なかなか、まだちょっと判断をするには、もう少し広まったり、実績が欲しいなというところがございます。

○牛尾委員 確かにこれを読むと、特殊なケースだとは思うんですよ。あれがそんなに、たくさん器具を使用するような障害をお持ちのお子さんというのは、なかなか少ないのかなというふうなことは思うんですね。

ただ、読んでみると、非常に切実な内容だなというふうに思うんですよね。ただ、もちろん、全国的な数というのはあるかもしれませんが、ちょっとよく、その数よりも内容を見ていただいて、それも判断基準の一つにさせていただければなと思うんですけれども、いかがですか。

○緒方障害者福祉課長 委員ご指摘のとおり、やはり障害をお持ちの、お母様がやはり療育していく上で、より便利な道具は積極的に、用具に認定していきたいとは考えておりますけど、ちょっと現時点では、もう少しいろいろな事例を研究したいなと思っておりますのでございます。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はい、池田委員。

○池田委員 先ほど課長の説明の中で、生活支援事業があるということで、千代田区の支援制度について確認をさせていただきたいんですけれども。

様々56品目あるという中で、そこについては、どのような支援というんですかね。上限があるのかなのか、その辺りをお聞かせください。

○緒方障害者福祉課長 日常生活用具の支援といたしましては、今申しましたその56品目、ストーマとか例を申し上げましたけど、一般的に日々の生活に自立していく上で必要だと言われるような、入浴の補助具ですとか便座ですとか、そういったものがありますけれども、所得に応じて、先ほど説明した、お子様に対しては所得制限を撤廃したんですけれども、18歳以上の方につきましては、所得に応じて1割負担でしたり、全額、区が支給したりですとか、そういった補助を実施しているというところがございます。

○池田委員 それは、本区独自の制度ということですか。もう一度、確認させていただきたいんですけれども。

○緒方障害者福祉課長 こちらは、まず、法律に基づきまして日常生活用具の支給事業を、市区町村の判断で地域生活支援事業としてやるようにというところがあって、この品目などは、区の判断にはなっております。

○池田委員 この、今、陳情者が取り上げている商品なんですけれども、製品ですかね、器具。かなり高額なんですけれども、これに見合ったというか、類似品というのが、調べてみると幾つかあったようなんですけれども。そういうところでの、これに絞るわけではなく、先ほど牛尾委員も指摘したように、まあ、安価だから、高価だからというところで

はあるのかもしれないんですけども、メリット、デメリットはあるとは思いますが、そういうところでの検証というのは、何ていうんでしょうね、これだけに絞るわけではなくて、類似品というのには、その項目の中に入れられるというところの検討はいかがなんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 委員ご指摘のとおり、お調べしますと、介護用などのおむつセンサーが8,000円から1万円程度のものが各種存在します。それは、おむつがぬれると、スマホですとかタブレットに通知が届いて、その汎用のチャートなどができるといったものがあるようでございます。

おっしゃったとおり、安価だからいいとか、高いからいいのというのではないと思います。やはり、このお困りの皆様が継続的に安心して、そして、やはり効果がある程度あるということが分かった上で対象にするのでしたら、そういった方向に向かっていきたいと考えてございます。

○池田委員 この製品の器具、機器に関して、ほかの自治体で、必要な場合は対象品目になっているというところは、実際にはあるんですか。

○緒方障害者福祉課長 こちらの機器につきましては、複数の自治体の議会で、陳情書の提出ですとか質問が出ているようでございまして、ただ、実際としましては、本年の4月から港区で、種目になっております。また、本年9月から、埼玉県行田市、この2自治体が対象種目としているということを確認してございます。

○池田委員 実際にその対象品目になってから、利用された方という実績はいかがなんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 両自治体とも、申請は0件と聞いてございます。

○池田委員 そうしますと、例えばなんですけれども、この機器を千代田区の方が、こういう方、困っている方、介助者の負担軽減ということで多分必要なものなんだろうと。あったほうがいいのではないのかなというところは、何というのかな、介護、高齢者というんですかね、寝たきりの方とか。そういう障害者ではなく、高齢者の方向け用な機器としては、今、介護保険が適用になっているということですけども、この場合、適用でない対象の方が買った、購入したときには、本区だとどれぐらいの限界というんですか、支援の限度額というのがあるんですかね。全然ないんですか。

○緒方障害者福祉課長 本区の独自の事業としまして、障害者在宅サービスの一環としまして、提案型サービスというサービスがございまして、今回のように日常生活用具にまだ定めていない用具について、対象となる申請者の方が、障害の特性などからどうしても使いますとか、そういったご申請があって、で、こちらで判断して、必要であるとした場合は、3万円を上限としまして費用の半額を助成させていただいてございます。

○池田委員 提案型ということで、直接、それは、その対象になる方が所管のところの窓口に行くなり、電話なりで相談をしていただいて、希望を出せばこの支援は受けられるということなんでしょうかね。

○緒方障害者福祉課長 はい。委員ご指摘のとおりでございまして、陳情者にも、このサービスについては説明はしてございます。

○池田委員 そうであるならば、まだ他の自治体でも、そういう実績がないというところで、なかなか行政的には、すんなり進められるわけではないとは思いますが、や

はり、その対象の方、年齢も含めて一番大事な時期なのかもしれないというところを踏まえながらも、しっかりとそういうふうに相談された方には、障害者、障害児の方々には、すごく配慮を持った対応が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 はい。まさに委員のご指摘のとおり、日々、障害があるお子様を育て、大変な思いをされている保護者に寄り添えるように、丁寧に対応していきたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。

港区さんって、今回4月から対象にはなっていますが、その対象者が未就学児じゃなくて就学児以上が対象ということでよろしかったですか。

○緒方障害者福祉課長 港区、行田市両方ともに、学齢児以上で知的障害の重度もしくは最重度知的障害者を対象としてあります。

○西岡委員長 はい、分かりました。

はい、えごし委員。

○えごし委員 「D F r e e」というか、この、あれですね、排泄予測支援機器。これは、例えば区内の施設でこういうものを導入しているとかという施設とかは、確認できたりとかってあるんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 障害者の関係の施設については、実績はないというふうに聞いてございます。

○えごし委員 こういう施設に導入する際でも、いろいろ、この、例えば介護ロボット補助金の対象になっているとか、IT導入補助金の対象になっているというのは、私がちょっと調べたときに出ていまして、そういう補助金の対象にもなっているということは、ある程度、この効果も認められているのかなというふうにも考えております。区の日常——あ、なので、その、何ていうんですかね、効果の検証をするときは、そういうことも加味して検討をしていただきたいなと思うんですが。

あと、区の日常生活用具ですね。これ、一覧表も見てみると、介護の訓練支援用具だとか、自立生活支援用具とか、いろいろこのカテゴリーというんですかね、分けられていると思います。で、先ほどからお話が出ているストーマですね。ストーマとかは、一応、排泄管理支援用具というくくりの中に入っていると思うんですけど。

ここの確認で、先ほど委員長からありましたけれども対象者、このストーマの対象者とか、排泄管理支援用具のところは、基本的に18歳以上というふうに書かれていますけれども。この対象者ですね。そこは、それでよろしいですかね。

○緒方障害者福祉課長 まず、ちょっとお医者さんの判断で必要になった方には、何歳だと支給しないとかいうことはなくて、（発言する者あり）はい、ないですね。はい。

ただ、助成金が18歳未満は所得制限が撤廃して、18歳以上からが、ちょっと、所得に応じて助成金が変わるところでございます。

○えごし委員 すみません。分かりました。

で、その排泄管理支援用具の中、ストーマとか、この集尿器とか、幾つかあるとは思いますが、先ほども言ったとおり、今後そういう効果も見るという形もありましたけれども、本当に、ほかの区、先ほど港区も今回入れたという話もありました。で、国としても、そういう施設とかに入れるときには補助金対象になっているということもあ

すので、そういうところも、もう全体的に考えながら、その導入については、また検討していただきたいなと思いますし、あと、港区のほうのを見ると、機器だけじゃなくて、その機器の消耗品とか、シートとかというの中にも入っていたりとかしてですね。そういう意味でも、様々、また、本当に必要なもの、また介護をされる方の負担軽減になるものというところは、導入をしっかりと検討していただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 委員ご指摘のように、介護施設での利用の仕方も、もちろん参考にしていきたいと思っております。

また、費用につきましては、本体が9万9,000円で、耐用年数が大体5年程度、そこに装着用のシートが、12枚が2か月分で1,980円、これは消耗品ですね。それで、超音波で判断するその超音波ジェルというのが、1本2か月で550円程度かかるということで、なかなか維持するのも費用がかかるものかなと思っておりますので、やはり、もう少しいろいろと慎重に研究して、当然、困っていらっしゃる方に寄り添いたいんですけども、区のこの用具と決定するかどうかについては、もうしばらくいろいろな検討はしたいと考えてございます。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 これ、実績が全国で40件から60件の障害者向けにあるよということだったんですけど、高齢者向けとか障害者に限定しないと、どれぐらい実績があるのか分かりますか。

○緒方障害者福祉課長 申し訳ございません。ちょっと、介護のほうのは把握してございません。

○はまもり委員 私も、当初、この会社の話を聞いたことがあるんですけども、もともとは高齢者向けで、最初、サービスを開始していたなというところがあって、で、障害を持っている方も、高齢者の方も、一番のこのサービスの目的は、先ほど課長もおっしゃっていましたが、その方の尊厳を大事にすると。で、トイレに自分が認識して行けるようになるということがその方の尊厳であり、自信が持てて、いろいろなことに前向きに取り組めるようになるということもありますので、そういった意味では非常に今後のところで注目するサービスかなというふうには見ていました。

もう一つ、確認なんですけれども、この見極めのタイミングというところが、例えば、じゃあ障害者の全国でどれぐらい件数が上がったらか、また、この千代田区の中では、随時とおっしゃったんですけども、例えば3か月ぐらいしたら見れるのかとか、その辺は見極めのタイミングって、どのようになっているのでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 まず、見極めのタイミングということでございますけども、今回、最初に申し上げたストーマの基準額を引き上げたということだと、やはり予算の計上の時期には、必ず金額とか品目はしております。

あと、やはり、もう窓口ですとか、ご相談の声ですね。それを一番最優先にしております。これで、よかったですとか、ぜひ、ほかの方たちにも使って——あと、どうもレンタルもできるようなので、実体験の声などが集まってきたら、こちらの項目に入れるという方向にしていきたいとは考えてございます。

○はまもり委員 そういう意味だと、今おっしゃったとおり、レンタルのところ、この陳

情される方は、レンタルではもう既に実証済みなのか、あるいは今後の検討を進める上でも、もし、まだだったら、レンタルしてその効果というものは取っておいていただいたほうがいいのかと思います、その辺はいかがですか。

○緒方障害者福祉課長 窓口で相談にいらした際には、試した経験がおありのようなお話をされていたと聞いてございますので、ちょっと、その、レンタル契約をされているとか、ちょっと、ご本人のそういう個人的なことの深いところまでは確認してございませんけれども、全く体験したことがないものではないということは聞いてございます。

○はまもり委員 すみません。結論ではなくて、ちょっと、私も悩ましいなと思っていたのが、多分56品目といったものを、制限なく増やしていくといったところは、すごく難しいんだろうなと。一方で、こういったサービスって新しいものが出てくるので、利用者さんが本当は欲しいと思っても、届いていない、知らないといったところもあるわけですね。情報が分からないみたいな。

そういう意味だと、窓口のところ、何ですかね、こういった区で補助、助成はしていないんですけれども、こういったものについてはサービスがあることは知っていて、で、今、どれぐらいニーズがあるのかというものを検証中なんだみたいな、そういった案内を窓口などでしていくということは可能なんでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 障害のある方たちの特性というのは、本当に個々に様々でございます。今、委員もおっしゃったように、この56品目の中で当てはまらない方もいらっしゃる、そういう全てが網羅できていないということはおっしゃるとおりなので、先ほど申したように、区独自の提案型で、この方にはこれがあると、より生活が向上するというふうに、申請があったものについては、これは、ほぼほぼ認めております。できるだけ皆さんに寄り添って、この上限3万円でございますけれども、導入するように進めているというような対応をさせていただきます。

あと、窓口でございますけれども、やはり、もう常に傾聴して、やはりおっしゃったとおり、自分からこれが欲しいと具体的に言える方って、なかなかいなかったりするとお思いますので、こちらからできるだけ寄り添って、こういうサービスもあるよ、こういうことともということで、逆にそのことで障害年金が実は対象だったよとか、ちょっと生活が厳しいんだったら、実は生活保護ということも、もしかしたら可能かもしれないとか。こちらから提案して、より生活が向上している方というのは、実際にいらっしゃいますので、引き続き、このサービスを継続していきたいと考えてございます。

○はまもり委員 はい。よろしくお願ひします。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○富山委員 すみません。少しだけ確認させてください。

今回、排泄予測支援機器の一つである「D F r e e」ということなんですけれども、これは、いろんな自治体に陳情が出されているということで、今回、ほかにも様々な排泄予測機器のうちの一つであって、別にこれだけを特定して、すぐに認めるということは、私も検討が必要かなと思っております。これ以外で排泄予測支援の機器というものなどについて、今後検討を重ねていくという予定はありますでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 先ほど事例を申し上げた介護用のおむつセンサー、8,000円

から1万円程度ですとか、そういったものが存在することも確認しておりますので、やはり、そういったものの導入が、より介護されている方の補助になるのか。あと、申し上げた、お子さんたちがより自立して排尿に結びつけるかというところは、やはり引き続きいろんな声を聞きながら進めていきたいと考えております。

○富山委員 すみません。もう一つだけなんですけど、先ほど来おっしゃっていただいているストーマというものについては、ストーマはもう医学的にも必要で、必要不可欠で使用されている方もいらっしゃると思いますので、こういった支援機器とはまた別の部分で使用されているものと思いますので、よろしくをお願いします。

○緒方障害者福祉課長 すみません。ちょっとストーマが利用者が多いもので、つい、ちょっと対象として名前を出させてもらいましたけど、委員のご指摘のとおり、様々な障害の特性に応じた用具の研究は進めていきたいと考えております。

○西岡委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 今回、日常用具認定ではなくて、提案型で3万円上限でも、そういった支援がありますよということなんですけど。この3万円を、例えば、もうちょっと引き上げるとか、そういった検討というのはできるんですか。

○西岡委員長 3万円をもう少しアップできないか……

○牛尾委員 3万円の、提案型で支援の3万円の上限を上げて……

○西岡委員長 上限額を上げられないか、助成額を上げられないかということ。

担当課長。

○緒方障害者福祉課長 上限額、ちょっと、今のところ、この検討には入っておりませんが、もし、もっと上限額を上げてほしいというような要望などがありましたら、検討していきたいと考えてございます。

○牛尾委員 分かりました。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 私、お願いだけです。1点だけ。

これ、超音波を使った、何かエコーと同じ仕組みだと思います。それで、超音波、医療用にしても超音波を常時当てるとというのは、私はすごく危ない感じがするんですね。だから、多分なんですけど、そこまで常時、膀胱の部分に超音波を当てるという習慣というのは、まだこれまでそんなにやったことはないと思うんですね。で、どういうその悪影響があるかって、まだ恐らく分かっていないと思うんで、これ、推奨するのは、まだちょっと早い気がするんです。で、ある程度の悪影響があっても、とにかく介護のほうがつらいと、あるいは本人がもうつらいということであれば、もう、しょうがないと思うんですが、あまり推奨というのは好ましくないかなと思います。

あと、こういう専用器というのがあるのが、私はあんまり、意味ないかなと思います。スマホで全部ダウンロードできる、同じ機能ができるわけなんで、スマホ推奨みたいな感じにしていいただければなと思います。その2点だけです。

○緒方障害者福祉課長 区のほうも、やはり、用具と指定するには、安全で長期的に使えるものというふうにしていきたいと考えておりますので、まだ、おっしゃったとおり、何か2015年ぐらいに創業された会社が開発されたものでございますので、今おっしゃっ

たとおり、こういった体に影響があるかですとか、もっといろいろなデータを参考にした上で、導入に至っていきたいと考えてございます。

もう一点が、（発言する者あり）スマホですとか、そうですね……。既存のスマホなどのできるような器具ですとか、本当に日進月歩で、今、窓口にもいろいろな機器の導入の要望は聞いております。そういった中で、より使いやすく、身近にある道具でやれるという方向には向かっていきたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。

ほかにごありますか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 なければ、これで質問を終わらせていただきますが、取扱いはいかがいたしましょうか。やはり、先ほど課長の話にもありましたけれども、個々に応じた用具を助成のお知らせも、対象の方にお知らせしつつ、必要な方に福祉サービスが提供されるように、改めて区のほうにお願いしたいと思っておりますけれども。

それでは、本陳情につきましては、本日の議事録をもって陳情者にお返ししまして、審査を終了したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、陳情審査を終わらせていただきまして、次に、日程3、報告事項に入らせていただきます。子ども部（1）令和7年度入学 中学校学校選択結果報告について、理事者からの説明を求めます。

○清水学務課長 それでは、令和7年度中学校入学者の学校選択結果につきまして、教育委員会資料2に基づきましてご報告いたします。

まず、項番1をご覧ください。下の表に記載してございますが、令和7年度に中学校入学予定の区民657名に、申請書をお送りいたしました。その結果、麴町中学校を選択した方が268名、神田一橋中学校を選択した方が296名という結果となりました。

昨年度の同じ時点での結果は、麴町中学校が230名、神田一橋中学校220名でございましたので、両校ともに希望者が増え、麴町中学校に比べて、神田一橋中学校がより増えている状況でございます。また、昨年度の最終的な入学者につきましては、表の一番右側の人数となっております。

次に、項番2の学校選択時に実施したアンケート結果をご覧ください。

選択理由といたしましては、麴町中学校、神田一橋中学校の両校ともに、「自宅から近い」、「教育活動の特色が合う」、「その他」の順番となっております。

ご報告は以上でございます。

○西岡委員長 はい、説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○白川委員 区民の方お二人ほどの意見なんで一般的な意見とは言えないんですが、最近、神田一橋中学校の評判が非常によくなっているというふうに伺いました。これ、何か、もしかしたら理由があるかどうかというのを、あれば教えてください。全く寝耳に水ということであれば、無視していただいて結構です。

○西岡委員長 寝耳に水って、失礼じゃない、神田一中に。そんな……。はい、まず、それ、その質問。はい、質疑ね。はい。

学務課長。

○清水学務課長 アンケートの結果の理由として、生徒一人一人と丁寧に向き合った教育をしてくれていると感じたという方が多いので、そういったところが理由の一つとしてあるのかなというふうに感じます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 いいですか。ありがとうございます。そうすると、何ていうんですかね、神田一橋中学校のというのは、割と個人個人と向き合っている教育を熱心にやっているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○清水学務課長 そうですね。神田一橋中学校に限らないところではあるとは思いますが、一人一人に向き合った教育をしているというところは、実際ございます。

○白川委員 ありがとうございます。

○西岡委員長 はい。

はまもり委員。

○はまもり委員 アンケートのところを教えてください。この教育活動の特色が合うと思ったといったところのその中身を聞いていたり、あるいは、どうやってその教育活動の特色が合うと思ったかという、その判断の基になった何か情報というのはあるのかどうか、教えてください。

○清水学務課長 こちらを選択した方が具体的な内容として記載されている部分でございますが、例えば麴町中学校ですと、自主性やリーダーシップを養う教育方針であったり、あと社会性、創造性に大きく重きを置く点というようなところを挙げてございます。

また、神田一橋中学校は、先ほど申し上げた、生徒一人一人に向き合った教育ということと、あと、全学年においてルールが統一されており、規律を重んじ、勉学に集中できると感じたというようなところを、理由として挙げております。

○はまもり委員 はい。ありがとうございます。

あと、このアンケート結果、昨年のものであれば、その変化も見たいので教えていただきたいんですけども。

○清水学務課長 アンケート結果は、これは令和3年度から実施しておりますが、ほとんどこの結果の順番ですね。順位としては、「自宅から近い」というのがやはり多くて、その次に、教育が、「活動の特色が合うと思う」という順番になってございます。

○はまもり委員 これは教育長に何うことかもしれないんですけども、地域の学校なので、自宅から近いということはすごく大事な要素なんだろうなというふうに思います。で、これは複数回答ありというところなんですけれども、とはいえ、少し、特色が合うと思ったからといったところは、低めに出ているところもあるなというふうなところが気になりました。

で、もともとおっしゃっていた、選ばれる教育、選ばれる学校にしていきたいんだといったところが、もう少し学務課の中で、こういうことをもって選ばれる学校なんだというものが、共通認識であるのかどうか。あれば教えていただきたいです。

○清水学務課長 そうですね。それぞれ、やはり教育に特色を持たせておまして、麴町中学校としては、やはり教育目標として、自立性や創造性、尊重性というところを挙げてございます。そういったところを自立的な活動ですとか、他者を尊重する力を身につける

ですとか、そういったところを授業や行事では実施してございます。

また、神田一橋中学校では、ICT授業に積極的に取り組んでいるですとか、伝統文化を取り入れて部活動を行っているとか、そういった、それぞれ特色を持った教育を実施しているというところがございます。

○はまもり委員 そうすると、その特色を持つということが選ばれる中学校、選ばれる学校なんだということと合っていますか、その、それぞれの。私が聞きたいのは、こういったところを目指しているのか。中学校は、この千代田区の中で、中等教育を含めて三つしかない。地域性、近いよといったところも大事な要素だけれども、それぞれ違う特色を持っている中学校がありますと。そういった違う特性を持っている中学校を用意することで、選ばれる中学校にしていくということと合っていますか。

○清水学務課長 まず、やはり特色を持った教育活動というのは、選択する上で必要なところとございますし、そういったところを、より選ばれる学校として、中学がそれぞれ切磋琢磨といえますか、よりよい教育を進めていくというところにつながっていくことかと思えます。

もちろん教育活動、指導も含めた、そういったところの学校の状況を、保護者のほうも様々な観点から見て、選択しているところかと思えますので、そういったところが、今後の教育につながれるといいのかなというふうに考えております。

○西岡委員長 はまもり委員の質疑というのは、要は、それぞれ区として、何かこの特色を持たせていこうとしているのかという、そこだと思うので、それがそうか否かということだと思わんですけど。

担当部長。

○大森教育担当部長 るるご指摘いただきましたが、一つは、目指しているのは、公教育として教育の充実です、どちらも。その中で、ちょっと誤解を恐れずに言いますと、特色というのは、赤か白かとか、そういう違いじゃないです。どちらも公教育としてのベースがしっかりあって、学習指導要領に基づいて教育を充実させていっています。そのベースがありながら、その両校が切磋琢磨しながら、地域から、児童・生徒から、保護者から選ばれるようにしていただきたいと、教育委員会としては思っています。

ただ、例えば、選択制の——選択してくださいという中で、保護者やお子様にお配りしたパンフレットの中では、各校がこんな、自分の学校はこんな特色がありますよというPRをしています。

例えば、麴町中だったら、シン麴中塾、まあ、イングリッシュコースですとか、夏休み期間でも補習というんですかね、塾のような、学習が遅れそうな子、学習をもっと伸ばしたい子、そこに集中して補習のようなことをしますとか、神田一橋でしたら、これまでもICT教育のトップランナーとして、こういったことに取り組んできましたとか、そういう各校が選んでいただく一つのデータとして、こんな各校で特色がありますというようなご案内をさせていただいております。

で、そういったところで、突き詰めれば、どちらも学力——あ、学力というか、教育を充実させるために、両校、切磋琢磨しながら取り組んでいる。突き詰めたら、どっちかがスポーツ、どっちかが学力とか、そういうものじゃなくて、バランスよく、切磋琢磨しながら、立地特性も生かしながら、周辺の企業だとか、周辺の地域の支援だとか、そういう

ようなものも特色でしょうから、そういったものをバランス、総合的に勘案しながら、両校の特色を出していただきたいなというふうに、教育委員会としては思っております。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 ごもっともな意見だと思うんですね。同じ公立中学校ですから、どちらかが極端なとかいうとなると、同じ公立中学校でどうなんだろうと私は思っていますんで、そのとおりだと思うんですけども。

一つだけ。大体、これまで麴町のほうは、どうしても子どもの人数が多いので、麴町中学校のほうを申し込む方々がこれまで多かったというふうに、答弁も頂いているんですね。大体6：4ぐらいだということをおっしゃっていただきました。今回、逆転して、神田一中のほうが増えてしまっていると。そこまで神田地域のほうで子どもの数が増えているという感じはしないんですけども。これ、もし分かるんでしたら、麴町にお住まいの方が神田一中のほうに申し込んでいるという方が、どれぐらいいらっしゃるかというのはいかがでしょうか。

○清水学務課長 申し訳ございません。申込み時点で、ちょっと地区別の内訳というのは出してございません。

○牛尾委員 分かりました。ここの数を見ると、多分麴町地域にお住まいの方が一中を申し込んでいるという方もいらっしゃると思うんですね。

で、私が心配しているのは、そういった学校の特色。この学校だと、自分の子どもさんは合うだろうとあって、もしくは自分が、この学校だったら勉強できるだろう、生活できるだろうということで選ぶんで、だったらいいんですよ。選んで神田一中が増えているというんだったらいいんですけども、一方の学校のマイナスの面、これを気にして神田のほうに行こうというふうになっちゃうと、それはどうかなというふうに思うんです。

で、様々、この間、麴町中学校はいろんなことが言われていますし、そこをマイナスと見ちゃって神田を選ぼうということになっちゃうと、それはいかがなものかと思うんですけども。そこについての区の考えはありますか。

○清水学務課長 牛尾委員おっしゃるとおり、やはり、特色が合わないといえますか、神田一橋中学校を選んだ理由というのが、そういったところは、そういったマイナス面も伺っております、その中で麴町中学校について、やはり、マイナスというところになるかと思うんですけど、改革の過渡期にあって教育方針に変更があって、ちょっと不安だというようなご意見ですとか、自由過ぎる、神田一橋中学校に比べて自由過ぎると感じている方というのも、多い理由として具体的な記載がございました。

ですので、やはり、そういったところも、今後こういったご意見を参考にしていきたいと考えております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 恐らく保護者の方も、よく見極めていらっしゃると思うんですね。麴町中も、いいところも、今はいろいろとご意見があったように、過去とは違う部分もあったりして。で、神田一中也ICT教育をしっかりとしているというところで特色があるとは思いますが、保護者の方向けに、しっかりとそこら、その学校の特色について、ベースは一緒かもしれないけれども、特色についてご説明ができるような、そういう体制を取っていただけたほうが。

結局、選ぶのは保護者の方、まあ学生さんでもあると思うので、そこをしっかりと見極められるようなものを提供していく、情報提供していくというところが一番大事だと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

担当部長。

○大森教育担当部長 この学校の選択の案内を送る前に、麴町中学校も、神田一橋中学校も、今の6年生だとか5年生だとか、そういう保護者向けに学校説明会を行っております。麴町中は7月13日、神田一橋中は7月6日に、学校説明会を行ったと聞いています。ですんで、そういった中でも、今、委員長がご指摘あったように、各校の特色なり、考え方なり、教育方針なり、しっかりと保護者に分かりやすく説明できるような体制を取っていただくとともに、指導・助言してまいります。

○西岡委員長 はい。よろしく願いいたします。

おのでら委員。

○おのでら委員 ちょっと幾つか教えていただきたいんですけども、アンケート結果の中で、「その他」の回答者の件数なんですけど、ここ3年を見るとちょっと増えているように見えるんですね。それぞれの学校で何か特徴的な、この辺りが、3番目の理由として多いんじゃないかというのがあったら教えてください。

○清水学務課長 3番目の理由といたしましては、こちらの選択というのが、保護者が選択しているというような状況がございますが、「その他」としては、子どもが希望したというのが、麴町、神田ともに多いところと、あと、きょうだいが通っているですとか、通っていたというところ。あと、友達ですね。子どもの友達が希望しているからというのは、結構多い理由となっております。

○おのでら委員 あと、この学校選択をする、申請書の発送者数で、あと、答え方についてなんですけども。昨年を見ると、選択者が450人で、入学者が191人になっていると。で、九段中等もいると思うので、区立に進学している人は、単純に計算して271人になっている。で、残りが200人ぐらいで、実際には657人、もうちょっと少ないか。564人。えっ、ごめんなさい。えーと、大体半分ぐらいが、結果、私立に通っていることになると思うんですね。

で、このアンケート結果も、恐らく第1志望は私立で、ただ、このアンケート内容では、私立というふうには入れられないので、麴町中か神田一橋中に入れざるを得なかった方というのもいらっしゃると思うんですね。ですので、もし可能であれば、この時点で、まず第1志望としてはどちらなのか。で、もし、私立が駄目だ、行かないことになった場合にはこちらの中学にしたいというような希望を取ることによって、もう少しこのアンケート結果の意味合いというのが濃くなってくるのかなと思うんですね。

結果、こういうふうに、「自宅から近いから」というのが一番多く映ってはいますけれども、実際、その私立に行かれる方とかを除いてしまうと、かなり減ってしまう可能性があると思うんですね。私立へ行かれる方は、恐らくこの「自宅が近いから」というのを一番選ばれると思うので、そういうのも踏まえて、ちょっと、こういったいろいろな報告をお聞かせいただけるとありがたいなと思っております。

もし可能であれば、入学者数が判明した時点で、こういう、例えば麴町に進んだ、去年の場合だったら87人のうち、どういうアンケートを答えていらっしゃるのかとか、そ

ういったのが、振り返りとかできると、より、いい状況の把握ができるのかなと思ひまして。いかがでしょうか。

○清水学務課長 こちらの学校選択の申請書の記載なんですけれども、そうですね、国公立・私立中学校への進学が確定しているという方は、もう、希望なしのところに、「区立中学校就学意思なし」が52名となっていますが、ここにそういった確定している場合というところがございます。で、まだ私立中学から、小学校から、私立小学校から私立中学へ決まっている方、あとは、受験を予定されている方という方が一定数いらっしゃると思うんですけど、**確定**している場合のみを取っております、そうですね、そのところをもう少し、希望先ですね、確定していなくても、希望している場合に、どのぐらいいるかというのの把握ができるかなというところはございますので、来年度の学校選択の坪際には、そのようなことも検討してまいりたいと思ひます。ありがとうございます。

○西岡委員長 よろしいですか。はい。

えごし委員。

○えごし委員 すみません。私、1点だけ。

委員長も先ほど言われていました、保護者へしっかりと説明会なり伝えていってほしいということで、やっぱり今回、選択する時期も、これ、10月の中旬ぐらいに学校選択の申請書って提出すると思うんですけど、やっぱりその時期になると、皆さん、すごい気になってくると思うんですね。で、私もいろいろ、この中学はどうですかと聞かれることもありますし、こういう選択の時期にそういう説明会を行うとか、そういう行う時期もまた含めて検討していただきたいなと思ひますので、お願いいたします。

○清水学務課長 そうですね、やはり、説明会の時期ですね。その辺も、いつ頃が最適かということも検討して、実施してまいりたいと思ひます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 私はお願いだけです。実は、さっき区民の方から、神田一橋中学校いいよねという話を聞いたというのは、実は、偶然聞いたんじゃないで、私がちょっと自分なりに調べていたんですね、中学校について。それは例のダンス部の話があった後なんですけれども。で、自分が材料を集めて、自分にもし小学校6年の子どもがいて、どっちに行かせたいかというのをちょっと考えていたら、やっぱり神田一橋中学校かなというふうに思ひまして。

理由は、やっぱり、神田のほうが、校長先生が何かやりたいことをしっかりやれているなという安心感がありまして、逆に麴町中学校のほうが、随分校長先生が、まあ、実際にお話しして分かったんですけど、やりにくい環境にある。自分がこういうことをやりたいと言ったときに、いろんな外部から、こう。それは雑音という悪いんですけど、いろんな意見を背負わされているようなところがありまして、我々ができるというのは、やっぱり校長先生を中心とした、先生たちに、できるだけ自分のやりたいことをしっかりやっていただくという環境を整えるということであって、口出して、何かこうやれ、ああやれということではないと思うんですね。で、行政がやるべきというのは、そういう、こう、その校長先生、あるいは先生たちがやりたいことを、やるべきことをしっかり守ることだと思ひます。

それ以外の義務の部分って、先ほどもおっしゃいましたけれども、文科省の指導要領に

従ってしっかり勉強を教えると。それはもう、公立中学校の当然の義務ですから、そこをやっている限りは、もう、あとは自由でいいと思うんですが、できるだけ校長先生方が、雑音なく、自分が信じていることをしっかりやれるような環境を整えるということをも、とにかく目指していただきたいなというふうに思います。

○上原指導課長 各学校、校長ですね、年度当初に学校経営方針等をしっかり示して、それらを私ども教育委員会等にも示しているところです。学校経営方針を、しっかり職員等、また地域、保護者の方にしっかり説明することで、今おっしゃったように校長がやりたいような学校経営というところが目指せるかというふうに思いますので、その辺り、助言してまいりたいというふうに存じます。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、（１）令和7年度入学 中学校学校選択結果報告について、質疑を終了いたします。

以上で、日程3、報告事項を終わらせていただきます。

次に、日程4、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

執行機関から何かございますか。

○清水学務課長 令和7年度神田一橋中学校通信教育課程の出願状況について、口頭にてご報告させていただきます。

令和7年度の通信教育課程生徒の募集につきましては、10月7日から11月22日まで、出願の受付期間としておりました。本課生の出願者はありませんでしたが、別科生は10名の出願がございました。

別科生は1年ごとの更新となっておりますので、本年度在学の別科生である1年生5名、2年生6名に、来年度更新の意向調査を実施したところ、全員の11名が更新を希望されているところでございます。

今後の日程でございますが、12月7日土曜日に入学者選考を実施し、令和7年度の新規入学者を決定する予定となっております。

ご報告は以上です。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。説明が終わりました。この件に関しまして、質問等はございますか。

○牛尾委員 今回申し込まれた10名の方が仮に全員入学できますよとなった場合、総数は何人になるかというのは分かりますか。

○清水学務課長 10名が入学された場合、現在いる11名と合わせて21名ということでございます。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

それでは、最後に、日程5、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども、委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。
午前11時37分閉会